# 農地の売買・貸借・転用などは許可が必要です

## ○ 農地を売買したり、貸借したりするとき

農地を耕作目的で売買・贈与・貸借する場合は、農業委員会の許可が必要です。 ※子や配偶者への贈与であっても、農業委員会の許可を得る必要があります。

#### 《提出書類》

- I 農地法第3条の規定による許可申請書
- 2 農地法第3条の規定による許可申請書(別添)
- 2 申請地の土地登記事項証明書(全部事項証明書)
- 3 貸借の場合は、農地賃貸借契約書
- 4 代理人等による手続きの場合は譲渡(貸)人の委任状及び印鑑証明書
- 5 譲受(借)人が町外の場合は、該当市町村の耕作証明書
- 6 申請地が共有地の場合は、その所有者の同意書
- 7 譲受(借)人が法人の場合は、法人登記簿謄本、定款、営農計画書、土地利用 計画、農地所有適格法人としての事業等の状況(別添)

### ○ 農地を転用するとき

農地を住宅用地や駐車場、資材置場など、農地以外の地目にすることを「農地転用」 といい、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。

#### 《提出書類》

- I 農地法第5条(第4条)の規定による許可申請書
- 2 申請地の土地登記事項証明書(全部事項証明書)
- 3 申請地の公図
- 4 転用事業に係る事業計画書及び配置図等の図面
- 5 代理人等による手続きの場合は譲渡(貸)人の委任状及び印鑑証明書
- 6 申請人が法人の場合は定款及び法人登記簿謄本
- 7 田を転用する場合は該当土地改良区の意見書

- 8 資金調達の根拠 (残高証明書、金融機関の融資証明書等)
- 9 他法令の許可を要する事業の場合は、その許可書面等
- 10 申請地に抵当権、仮登記等が設定されている場合は、転用事業に支障を及ぼすことがないことを証明する書面等を提出していただく場合があります
- 11 その他、農業委員会会長が必要と認めるもの

### ~申請に関する手続きの流れについて~

毎月5日(休日の場合は前開庁日)までに申請書類一式を農業委員会事務局に提出し してください。

申請内容を事務局で確認後、現地確認等を経て、毎月20日の定例総会で審議を行います。定例総会において許可後、許可書を交付いたします。(農地法3条許可申請の許可に要する標準処理期間は25日です。)

※農地法第4条及び第5条申請は、定例総会後、県へ進達されます。農地転用は、県 知事の許可が必要になりますので、最短で翌月中の許可書の交付になります。